

住民投票に付すべき課題が発生した時の現状での対応

取組の主体	どのような方法で	実施するために必要な手続	実施の決定手続
市民	直接請求による方法 (地方自治法第 12 条・ 74 条他) ・有権者の 50 分の 1 以上の署名 (9 月現在で 2,836 人) ・請求の趣旨 ・制定を求める住民投票条例の案	① 市長に請求の要旨その他必要な事項を記載した請求書を添えて請求代表者証明書の交付申請 ② 署名活動 (1 か月以内) ③ 署名簿と請求書類を提出 ④ 選管で署名審査後、証明交付 ⑤ 証明を付して市長に請求提出 ⑥ 市長は議会を招集し、以下を添えて付議 ・請求の趣旨、 ・条例案、 ・市長意見 ⑦ 議会の議決により可否が決定される	・条例の規定内容によるが、 ① 個別型条例の場合、 一般的には市長の実施決定による ② 常設型条例の場合 条例に規定された請求に必要な署名数に基づく請求により実施の決定 ※いずれの方法においても条件を付する場合もあり得る
市長	・住民投票条例案の提案 (任意) (地方自治法第 14 条、149 条)		・条例の規定内容によるが、 ① 個別型条例の場合、 市長又は議会の決定による ② 常設型条例の場合 条例に規定された請求に必要な署名数に基づく請求により実施の決定
議会	・住民投票条例案の議員提案 (任意) (地方自治法第 112 条により議員定数の 12 分の 1 以上 (3 人) の議員の同意を得て提出)	議会の議決により可否が決定される。 可決＝実施 否決＝実施せず	② 常設型条例の場合 条例に規定された請求に必要な署名数に基づく請求により実施の決定 ※いずれの方法においても条件を付する場合もあり得る